

## 南国市移住支援補助金交付要綱

平成30年4月 4日 告示第53号  
令和 元年5月24日 告示第 9号  
令和 2年5月26日 告示第96号  
令和 3年5月25日 告示第90号  
令和 4年5月17日 告示第71号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 この補助金は、二段階移住（高知県外から高知市に移住した者が高知県の環境や土地の情報等を得たうえで南国市に移住することをいう。以下同じ。）又はUターン移住（過去に南国市に住所を有していた者が高知県外から南国市に移住することをいう。以下同じ。）に要した引越し費用の一部について補助することにより、南国市への移住及び定住を促進することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる移住の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 二段階移住 二段階移住を行った者であって、高知市が発行する二段階移住を行った者であることを証明するものの交付を受けていること。
- (2) Uターン移住 次の要件を満たす者
  - ア 定住する意思を持ってUターン移住を行った者であること。
  - イ Uターン移住前の期間において南国市に5年以上住所を有していたこと。
  - ウ Uターン移住により高知県外から南国市に住所を異動して原則として1年を経過しない者であって、当該異動前に高知県外に1年以上住所を有していたこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去に補助対象者又はその同一世帯員としてこの補助金の交付を受けたこと

がある者であって、当該交付の日から5年以上経過していないもの

- (2) 転勤、入学、通学等を理由として南国市に転入した者
- (3) 高知県税及び南国市税の滞納がある者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が二段階移住又はUターン移住に要した引越し費用のうち、業者による荷物運搬に係る経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費の合計額のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 単身世帯 3万円
- (2) 2人以上世帯 5万円

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、南国市への転入の日から3箇月以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、南国市移住支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、市長に南国市移住支援補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助対象者が第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を、第5号に該当する場合は補助金の交付の決定の全部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、南国市移住支援補助金返還命令書（様式第4号）により、その取消しに係る金額の返還を命じること

ができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不相当と認められるとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当するとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 第7条の規定による補助金の交付の決定の日から1年以内に南国市外に転出したことが認められるとき。ただし、災害、補助対象者又はその同一世帯員の疾病その他のやむを得ない事情による転出であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(調査等)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和元年告示第9号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第96号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第71号）

この要綱は、公布の日から施行する。